

香川県条例第56号

公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
 (公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額</p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。                      (1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1)                      (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2)                      2・3 略</p> <p>(勤勉手当) 第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。                      2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。                      (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額</p>

に100分の82.5（特定管理職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定管理職員にあつては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

#### 附 則

10 附則第6項の規定が適用される間、第24条の6第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375（特定管理職員にあつては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定管理職員にあつては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の32.5（特定管理職員にあつては、100分の42.5）を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

#### 附 則

10 附則第6項の規定が適用される間、第24条の6第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.0125（特定管理職員にあつては、100分の1.3125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の67.5（特定管理職員にあつては、100分の87.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第1 (第5条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,900	195,100	256,100	332,300	423,100
	2	152,400	196,800	258,900	334,600	424,900
	3	153,900	198,400	261,700	336,900	426,700
	4	155,400	200,100	264,500	339,200	428,500
	5	157,100	201,900	267,100	341,500	430,100
	6	159,000	203,600	269,800	343,800	431,700
	7	160,800	205,300	272,400	346,100	433,600
	8	162,600	206,900	275,000	348,400	435,500
	9	164,400	208,700	277,600	350,600	437,300
	10	166,500	210,600	280,300	352,800	439,100
	11	168,500	212,500	283,000	355,000	441,000
	12	170,500	214,400	285,700	357,200	442,900
	13	172,500	216,100	288,300	359,400	444,600
	14	174,700	218,100	290,900	361,400	446,500
	15	176,900	220,100	293,600	363,400	448,400
	16	179,100	222,100	296,300	365,500	450,300
	17	181,400	224,000	299,000	367,400	452,000
	18	184,000	226,700	301,700	369,400	453,800
	19	186,500	229,400	304,400	371,400	455,600
	20	189,000	232,100	307,100	373,400	457,400
	21	191,500	234,900	309,800	375,400	459,000
	22	193,200	237,800	312,500	377,400	460,800
	23	194,900	240,700	315,100	379,400	462,700
	24	196,600	243,500	317,800	381,300	464,400
	25	198,100	246,200	320,500	382,800	466,100
	26	199,800	249,000	322,900	384,700	467,800
	27	201,500	251,800	325,300	386,600	469,400
	28	203,100	254,600	327,700	388,500	471,100
	29	204,600	257,400	330,100	390,400	472,900
	30	206,300	260,000	332,100	392,400	474,500
	31	208,000	262,600	334,300	394,400	476,100
	32	209,700	265,200	336,500	396,400	477,800
	33	211,300	267,600	338,700	398,200	479,500
	34	213,100	270,200	340,900	399,900	480,500
	35	214,900	272,700	343,100	401,600	481,500
	36	216,700	275,200	345,300	403,400	略
	37	218,300	277,700	347,500	404,600	
	38	220,100	280,200	349,700	406,100	
	39	221,900	282,800	351,900	407,500	
	40	223,700	285,400	354,100	409,000	
	41	225,600	287,900	356,200	410,700	
	42	227,400	290,500	358,300	412,100	
	43	229,200	293,000	360,400	413,500	
	44	230,900	295,500	362,500	415,100	
	45	232,700	297,800	364,600	416,700	
	46	234,400	300,400	366,700	418,000	
	47	236,100	303,000	368,700	419,600	
	48	237,800	305,700	370,800	421,200	
	49	239,400	308,200	372,600	422,900	
	50	241,100	310,700	374,500	424,300	
	51	242,800	313,200	376,500	425,900	
	52	244,500	315,700	378,500	427,500	

別表第1 (第5条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	148,800	192,800	254,100	330,600	422,000
	2	150,300	194,500	256,900	332,900	423,800
	3	151,800	196,200	259,700	335,200	425,600
	4	153,300	197,900	262,500	337,500	427,400
	5	154,900	199,700	265,100	339,800	429,100
	6	156,800	201,400	267,800	342,100	430,700
	7	158,600	203,100	270,400	344,400	432,600
	8	160,400	204,800	273,000	346,700	434,500
	9	162,200	206,600	275,600	348,900	436,300
	10	164,300	208,500	278,300	351,100	438,100
	11	166,300	210,400	281,000	353,300	440,000
	12	168,300	212,300	283,700	355,500	441,900
	13	170,300	214,000	286,400	357,700	443,600
	14	172,500	216,000	289,100	359,700	445,500
	15	174,700	218,000	291,800	361,800	447,400
	16	176,900	220,000	294,500	363,900	449,300
	17	179,200	221,900	297,200	365,900	451,100
	18	181,800	224,600	299,900	367,900	453,000
	19	184,300	227,300	302,600	369,900	454,900
	20	186,800	230,000	305,300	371,900	456,800
	21	189,300	232,800	308,000	374,000	458,400
	22	191,000	235,700	310,700	376,000	460,300
	23	192,700	238,600	313,400	378,000	462,200
	24	194,400	241,500	316,100	380,000	464,000
	25	195,900	244,300	318,800	381,600	465,700
	26	197,600	247,100	321,200	383,500	467,400
	27	199,300	249,900	323,600	385,400	469,100
	28	201,000	252,700	326,000	387,300	470,800
	29	202,500	255,500	328,400	389,200	472,600
	30	204,200	258,100	330,500	391,200	474,300
	31	205,900	260,700	332,700	393,200	475,900
	32	207,600	263,300	334,900	395,200	477,600
	33	209,200	265,700	337,100	397,100	479,300
	34	211,000	268,300	339,300	398,800	480,300
	35	212,800	270,800	341,500	400,500	481,300
	36	214,600	273,300	343,700	402,300	略
	37	216,300	275,800	345,900	403,500	
	38	218,100	278,400	348,100	405,000	
	39	219,900	281,000	350,300	406,400	
	40	221,700	283,600	352,500	407,900	
	41	223,600	286,100	354,700	409,600	
	42	225,400	288,700	356,800	411,000	
	43	227,200	291,200	358,900	412,400	
	44	229,000	293,700	361,000	414,000	
	45	230,900	296,000	363,100	415,700	
	46	232,600	298,700	365,200	417,000	
	47	234,300	301,400	367,200	418,600	
	48	236,000	304,100	369,300	420,200	
	49	237,600	306,600	371,200	421,900	
	50	239,300	309,100	373,100	423,300	
	51	241,000	311,600	375,100	424,900	
	52	242,700	314,100	377,100	426,500	

53	245,900	318,100	380,500	429,200
54	247,500	320,300	382,300	430,700
55	249,100	322,500	384,100	432,300
56	250,800	324,700	385,900	433,900
57	252,300	327,000	387,400	435,400
58	253,800	329,200	389,100	436,900
59	255,400	331,400	390,800	438,300
60	257,000	333,500	392,500	439,800
61	258,500	335,700	393,800	441,400
62	260,100	337,900	395,200	442,900
63	261,700	340,100	396,600	444,400
64	263,200	342,300	397,900	445,900
65	264,700	344,300	399,300	447,600
66	266,400	346,500	400,600	449,100
67	268,000	348,700	402,000	450,600
68	269,700	350,900	403,400	452,200
69	271,200	352,900	404,800	453,800
70	272,700	355,000	406,100	455,300
71	274,200	357,100	407,500	456,900
72	275,700	359,200	408,900	458,500
73	276,900	361,000	410,200	460,000
74	278,300	362,900	411,600	461,000
75	279,700	364,900	413,000	462,000
76	281,100	366,800	414,400	略
77	282,500	368,800	415,600	
78	283,700	370,500	416,900	
79	284,900	372,200	418,200	
80	286,100	373,900	419,600	
81	287,400	375,400	420,900	
82	288,600	376,900	422,200	
83	289,800	378,400	423,400	
84	291,000	379,900	424,700	
85	292,200	381,000	425,900	
86	293,400	382,400	427,100	
87	294,600	383,800	428,300	
88	295,800	385,200	429,400	
89	297,000	386,500	430,500	
90	298,200	387,800	431,500	
91	299,400	389,100	432,500	
92	300,600	390,400	433,500	
93	301,400	391,700	434,500	
94	302,500	392,900	435,600	
95	303,700	394,200	436,600	
96	304,900	395,500	437,700	
97	305,900	396,900	438,600	
98	307,000	397,900	439,300	
99	308,100	399,000	440,100	
100	309,200	400,100	略	
101	310,100	401,000		
102	311,200	402,000		
103	312,300	403,100		
104	313,400	404,200		
105	314,000	404,900		
106	314,900	405,900		
107	315,700	406,900		
108	316,500	407,900		
109	317,400	408,700		
110	317,800	409,600		

再任用職員以外の職員

53	244,100	316,500	379,100	428,200
54	245,800	318,700	380,900	429,700
55	247,400	320,900	382,700	431,300
56	249,100	323,100	384,500	432,900
57	250,600	325,400	386,200	434,500
58	252,200	327,600	387,900	436,100
59	253,800	329,800	389,600	437,600
60	255,400	331,900	391,300	439,200
61	257,000	334,100	392,600	440,800
62	258,600	336,300	394,000	442,400
63	260,200	338,500	395,400	443,900
64	261,700	340,700	396,700	445,500
65	263,200	342,900	398,100	447,200
66	264,900	345,100	399,400	448,700
67	266,500	347,300	400,800	450,300
68	268,200	349,500	402,200	451,900
69	269,700	351,500	403,700	453,500
70	271,200	353,600	405,000	455,100
71	272,700	355,700	406,400	456,700
72	274,200	357,800	407,800	458,300
73	275,500	359,600	409,100	459,800
74	276,900	361,500	410,500	460,800
75	278,300	363,500	411,900	461,800
76	279,700	365,400	413,300	略
77	281,100	367,400	414,500	
78	282,300	369,100	415,800	
79	283,500	370,800	417,100	
80	284,700	372,500	418,500	
81	286,000	374,200	419,900	
82	287,200	375,700	421,200	
83	288,400	377,200	422,400	
84	289,600	378,700	423,700	
85	290,900	379,800	425,000	
86	292,100	381,200	426,200	
87	293,300	382,600	427,400	
88	294,500	384,000	428,600	
89	295,700	385,300	429,700	
90	296,900	386,600	430,800	
91	298,100	387,900	431,900	
92	299,300	389,200	433,000	
93	300,100	390,600	434,100	
94	301,300	391,800	435,200	
95	302,500	393,100	436,300	
96	303,700	394,400	437,400	
97	304,700	395,800	438,300	
98	305,800	396,800	439,100	
99	306,900	397,900	439,900	
100	308,000	399,000	略	
101	308,900	399,900		
102	310,000	400,900		
103	311,100	402,000		
104	312,200	403,100		
105	312,800	403,900		
106	313,700	404,900		
107	314,500	405,900		
108	315,300	406,900		
109	316,200	407,800		
110	316,700	408,700		

再任用職員以外の職員

111	318,300	410,500
112	318,800	411,300
113	319,400	411,900
114	319,800	412,600
115	320,300	413,300
116	320,800	414,000
117	321,400	414,700
118	321,900	415,500
119	322,400	416,100
120	322,900	416,900
121	323,400	417,500
122	323,800	417,900
123	324,300	418,400
124	324,800	略
125	325,400	
126	325,700	
127	326,000	
128	326,300	
129	326,600	
130	326,900	
131	327,200	
132	327,500	
133	327,700	
134	327,900	
135	328,100	
136	328,400	
137	328,700	
138	328,900	
139	329,200	
140	329,500	
141	329,700	
142	329,900	
143	330,200	
144	330,400	
145	330,700	

再任用略  
職員

備考(-) 略

□ この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額（その職務の級が3級である職員にあっては、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額）に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

111	317,200	409,600
112	317,700	410,500
113	318,300	411,100
114	318,800	411,900
115	319,300	412,700
116	319,800	413,500
117	320,400	414,300
118	320,900	415,100
119	321,400	415,800
120	321,900	416,600
121	322,400	417,200
122	322,800	417,700
123	323,300	418,200
124	323,800	略
125	324,400	
126	324,800	
127	325,200	
128	325,600	
129	325,900	
130	326,300	
131	326,700	
132	327,100	
133	327,300	
134	327,500	
135	327,800	
136	328,100	
137	328,400	
138	328,600	
139	328,900	
140	329,200	
141	329,400	
142	329,700	
143	330,000	
144	330,300	
145	330,600	

再任用略  
職員

備考(-) 略

備考(-) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに県立の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において当該高等学校の教科を担当するものに適用する。  
□ この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	150,900	166,700	256,100	287,700	412,700
	2	152,400	168,800	258,900	290,800	414,200
	3	153,900	170,900	261,700	293,900	415,700
	4	155,400	173,100	264,500	297,000	417,200
	5	157,100	175,100	267,100	299,700	418,600
	6	159,000	177,300	269,800	302,600	420,100
	7	160,800	179,500	272,400	305,700	421,700
	8	162,600	181,700	275,000	308,800	423,300
	9	164,400	184,000	277,600	311,800	424,700
	10	166,500	186,800	280,300	314,700	426,100
	11	168,500	189,500	283,000	317,600	427,500
	12	170,500	192,200	285,700	320,500	428,900
	13	172,500	195,100	288,300	323,200	430,200
	14	174,700	196,800	290,900	325,500	431,600
	15	176,900	198,400	293,600	327,700	433,000
	16	179,100	200,100	296,300	330,000	434,400
	17	181,400	201,900	299,000	332,300	435,600
	18	184,000	203,600	301,700	334,600	436,900
	19	186,500	205,300	304,400	336,900	438,100
	20	189,000	206,900	307,100	339,200	439,400
	21	191,500	208,700	309,800	341,500	440,500
	22	193,200	210,600	312,500	343,800	441,800
	23	194,900	212,500	315,100	346,100	443,100
	24	196,600	214,400	317,800	348,400	444,400
	25	198,100	216,100	320,500	350,600	445,700
	26	199,700	218,100	322,900	352,500	447,000
	27	201,300	220,100	325,300	354,400	448,200
	28	202,800	222,100	327,700	356,300	449,500
	29	204,500	224,000	330,100	358,200	450,800
	30	206,200	226,700	332,100	360,100	451,900
	31	207,900	229,400	334,300	361,800	453,100
	32	209,600	232,100	336,500	363,700	454,300
	33	211,100	234,900	338,700	365,500	455,500
	34	212,800	237,800	340,800	367,200	456,400
	35	214,500	240,700	342,900	369,000	457,300
	36	216,200	243,500	345,000	370,800	略
	37	217,700	246,200	347,100	372,700	
	38	219,400	249,000	349,100	374,300	
	39	221,100	251,800	351,100	375,900	
	40	222,800	254,600	353,100	377,500	
	41	224,600	257,400	355,000	378,800	
	42	226,400	260,000	356,800	380,300	
	43	228,200	262,600	358,600	381,800	
	44	229,900	265,200	360,400	383,300	
	45	231,800	267,600	362,200	384,900	
	46	233,500	270,200	363,900	386,500	
	47	235,200	272,700	365,600	388,100	
	48	236,900	275,200	367,200	389,700	
	49	238,600	277,700	368,600	391,100	
	50	240,300	280,200	370,200	392,600	
	51	242,000	282,800	371,900	394,100	
	52	243,600	285,400	373,600	395,600	

別表第2 (第5条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	148,800	164,400	254,100	285,600	411,600
	2	150,300	166,500	256,900	288,700	413,100
	3	151,800	168,600	259,700	291,800	414,600
	4	153,300	170,800	262,500	294,900	416,100
	5	154,900	172,800	265,100	297,600	417,600
	6	156,800	175,000	267,800	300,700	419,100
	7	158,600	177,200	270,400	303,800	420,700
	8	160,400	179,400	273,000	306,900	422,300
	9	162,200	181,700	275,600	309,900	423,700
	10	164,300	184,500	278,300	312,800	425,100
	11	166,300	187,200	281,000	315,700	426,500
	12	168,300	189,900	283,700	318,600	427,900
	13	170,300	192,800	286,400	321,400	429,200
	14	172,500	194,500	289,100	323,700	430,600
	15	174,700	196,200	291,800	326,000	432,000
	16	176,900	197,900	294,500	328,300	433,400
	17	179,200	199,700	297,200	330,600	434,700
	18	181,800	201,400	299,900	332,900	436,100
	19	184,300	203,100	302,600	335,200	437,400
	20	186,800	204,800	305,300	337,500	438,800
	21	189,300	206,600	308,000	339,800	439,900
	22	191,000	208,500	310,700	342,100	441,300
	23	192,700	210,400	313,400	344,400	442,600
	24	194,400	212,300	316,100	346,700	444,000
	25	195,900	214,000	318,800	348,900	445,300
	26	197,500	216,000	321,200	350,800	446,600
	27	199,100	218,000	323,600	352,700	447,900
	28	200,700	220,000	326,000	354,600	449,200
	29	202,400	221,900	328,400	356,500	450,500
	30	204,100	224,600	330,500	358,400	451,700
	31	205,800	227,300	332,700	360,200	452,900
	32	207,500	230,000	334,900	362,100	454,100
	33	209,000	232,800	337,100	363,900	455,300
	34	210,700	235,700	339,200	365,700	456,200
	35	212,400	238,600	341,300	367,500	457,100
	36	214,100	241,500	343,400	369,300	略
	37	215,700	244,300	345,500	371,200	
	38	217,400	247,100	347,500	372,800	
	39	219,100	249,900	349,500	374,400	
	40	220,800	252,700	351,500	376,000	
	41	222,600	255,500	353,500	377,400	
	42	224,400	258,100	355,300	378,900	
	43	226,200	260,700	357,100	380,400	
	44	228,000	263,300	358,900	381,900	
	45	229,900	265,700	360,700	383,500	
	46	231,600	268,300	362,400	385,100	
	47	233,300	270,800	364,100	386,700	
	48	235,000	273,300	365,700	388,300	
	49	236,700	275,800	367,200	389,800	
	50	238,400	278,400	368,800	391,300	
	51	240,100	281,000	370,500	392,800	
	52	241,800	283,600	372,200	394,300	

53	244,900	287,900	375,200	396,800
54	246,600	290,500	376,700	398,100
55	248,200	293,000	378,200	399,200
56	249,900	295,500	379,700	400,400
57	251,300	297,800	381,200	401,900
58	252,800	300,400	382,600	403,100
59	254,300	303,000	384,000	404,400
60	255,800	305,700	385,400	405,700
61	257,300	308,200	386,300	407,000
62	258,800	310,700	387,500	408,000
63	260,300	313,200	388,700	409,400
64	261,700	315,700	389,900	410,800
65	263,000	318,100	391,000	412,000
66	264,600	320,300	392,200	413,100
67	266,200	322,500	393,200	414,300
68	267,700	324,700	394,300	415,500
69	269,400	327,000	395,500	416,500
70	270,900	329,200	396,500	417,700
71	272,400	331,400	397,600	418,900
72	273,900	333,500	398,800	420,100
73	275,100	335,700	399,900	420,900
74	276,400	337,900	401,000	421,700
75	277,700	340,100	402,100	422,500
76	279,000	342,300	403,200	423,300
77	280,400	344,200	404,100	423,900
78	281,600	346,100	405,100	424,700
79	282,800	348,000	406,100	425,400
80	284,000	349,900	407,100	426,100
81	285,300	351,700	407,900	426,900
82	286,400	353,500	408,700	427,500
83	287,600	355,300	409,500	428,000
84	288,800	357,100	410,300	428,700
85	289,800	358,500	411,000	429,400
86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	略
93	297,100	370,600	416,300	
94	297,900	371,900	416,800	
95	298,700	373,200	417,500	
96	299,500	374,500	418,200	
97	300,300	375,500	418,700	
98	301,100	376,500	419,200	
99	301,900	377,500	419,800	
100	302,700	378,500	略	
101	303,600	379,600		
102	304,100	380,600		
103	304,600	381,600		
104	305,100	382,600		
105	305,300	383,400		
106	305,700	384,300		
107	306,000	385,200		
108	306,300	386,200		
109	306,500	387,100		
110	306,700	388,100		

再任用職  
員以外の  
職員

53	243,100	286,100	373,900	395,500
54	244,800	288,700	375,400	396,800
55	246,400	291,200	376,900	397,900
56	248,100	293,700	378,400	399,100
57	249,600	296,000	379,900	400,600
58	251,100	298,700	381,300	401,800
59	252,600	301,400	382,700	403,100
60	254,100	304,100	384,100	404,400
61	255,700	306,600	385,000	405,700
62	257,200	309,100	386,200	406,800
63	258,700	311,600	387,400	408,200
64	260,100	314,100	388,600	409,600
65	261,400	316,500	389,700	410,800
66	263,000	318,700	390,900	411,900
67	264,600	320,900	391,900	413,100
68	266,100	323,100	393,000	414,300
69	267,800	325,400	394,200	415,300
70	269,300	327,600	395,300	416,500
71	270,800	329,800	396,400	417,700
72	272,300	331,900	397,600	418,900
73	273,600	334,100	398,700	419,800
74	274,900	336,300	399,800	420,600
75	276,200	338,500	400,900	421,400
76	277,500	340,700	402,000	422,200
77	278,900	342,700	402,900	422,900
78	280,100	344,600	403,900	423,700
79	281,300	346,500	404,900	424,500
80	282,500	348,400	405,900	425,300
81	283,800	350,200	406,800	426,100
82	285,000	352,000	407,600	426,800
83	286,200	353,800	408,400	427,400
84	287,400	355,600	409,200	428,100
85	288,500	357,100	410,000	428,800
86	289,500	358,800	410,800	429,500
87	290,500	360,500	411,600	430,200
88	291,500	362,100	412,400	430,900
89	292,600	363,800	413,200	431,600
90	293,500	365,100	413,900	432,300
91	294,400	366,500	414,600	433,000
92	295,300	367,900	415,300	略
93	295,800	369,400	415,800	
94	296,600	370,700	416,500	
95	297,400	372,000	417,200	
96	298,200	373,300	417,900	
97	299,100	374,300	418,400	
98	299,900	375,300	419,000	
99	300,700	376,300	419,600	
100	301,500	377,300	略	
101	302,400	378,400		
102	302,900	379,400		
103	303,400	380,400		
104	303,900	381,400		
105	304,100	382,300		
106	304,500	383,200		
107	304,800	384,100		
108	305,100	385,100		
109	305,300	386,000		
110	305,600	387,000		

再任用職  
員以外の  
職員

111	307,000	389,100
112	307,300	390,100
113	307,500	390,700
114	307,700	391,600
115	307,900	392,500
116	308,200	393,400
117	308,500	394,200
118	308,800	395,000
119	309,100	395,800
120	309,400	396,600
121	309,500	397,200
122	309,700	398,000
123	310,000	398,700
124	310,300	399,400
125	310,500	400,100
126		400,800
127		401,300
128		401,900
129		402,600
130		403,200
131		403,900
132		404,500
133		404,800
134		405,400
135		406,000
略		略
再任用職員	略	略

備考(+) 略

□ この表の適用を受ける職員の給料月額は、この表の額（その職務の級が3級である職員にあっては、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

111	305,900	388,000
112	306,200	389,000
113	306,400	389,600
114	306,600	390,500
115	306,800	391,400
116	307,100	392,300
117	307,400	393,200
118	307,700	394,000
119	308,000	394,800
120	308,300	395,600
121	308,400	396,300
122	308,700	397,100
123	309,000	397,900
124	309,300	398,700
125	309,500	399,400
126		400,100
127		400,800
128		401,500
129		402,200
130		402,900
131		403,600
132		404,300
133		404,600
134		405,200
135		405,800
略		略
再任用職員	略	略

備考(+) この表は、中学校及び小学校に勤務する職員（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。

□ この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2

改正後	改正前
<p>(地域手当)</p> <p>第21条の2 略</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の2</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 略</p>	<p>(地域手当)</p> <p>第21条の2 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県内に所在する学校に勤務する職員に支給する。</p> <p>2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、<u>100分の1</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>3 前2項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。</p>



(単身赴任手当)

第22条の4 略

2 単身赴任手当の月額を、3万円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3・4 略

(特殊勤務手当)

第23条 略

(1) 略

ア・イ 略

ウ 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）

(単身赴任手当)

第22条の4 学校を異にする異動又は勤務する学校の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は学校の移転の直前の住居から当該異動又は学校の移転の直後に勤務する学校に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する学校に通勤することが、通勤距離等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額を、23,000円（人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額を加算した額）とする。

3・4 略

(特殊勤務手当)

第23条 職員が次に掲げる勤務に従事する場合には、特殊勤務手当を支給する。

(1) 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に所属する主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が高等学校等教育職給料表又は中学校及び小学校教育職給料表の1級、2級又は特2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、任命権者が人事委員会に協議の上その業務が心身に著しい負担を与えるものと認める程度に及ぶとき。

ア・イ 略

ウ 任命権者が人事委員会に協議して定める対外運動競技等において児童等を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日若しくは勤務時間等条例第9条に規定する休日（勤務時間等条例第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「休日等」という。）

若しくは国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下この号において「週休日等」という。）に行うもの

エ・オ 略

(2)～(7) 略

2 略

（再任用職員及び短時間勤務職員についての適用除外）

第23条の4 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第23条の2及び前条の規定は、再任用職員には適用しない。

2 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、短時間勤務職員（再任用職員を除く。）には適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない

若しくは国の行事の行われる日で教育委員会（小学校又は中学校（県立の中学校を除く。）に所属する職員にあっては、その者が所属する市町又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条の市町の組合に置かれる教育委員会とする。）が指定する日（以下「週休日等」という。）に行うもの

エ・オ 略

(2)～(7) 略

2 略

（再任用職員及び短時間勤務職員についての適用除外）

第23条の4 第19条の2、第20条、第21条、第22条の2、第22条の4、第23条の2及び前条の規定は、再任用職員（短時間勤務職員を除く。）及び短時間勤務職員には適用しない。

（管理職員特別勤務手当）

第24条の2 第22条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第4条第1項、第5条及び第6条の規定に基づく週休日又は休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会に協議して教育委員会規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

範囲内において人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額

4 前3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(期末手当)

第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条の6までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日(次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条の6において「特定管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 略

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(期末手当)

第24条の3 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第24条の6まで並びに附則第6項第3号及び第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会に協議して教育委員会規則で定める日(次条から第24条の6までにおいてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第29条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(第24条の6及び附則第10項において「特定管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 略

3 略

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第6項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・6 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定管理職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の35（特定管理職員にあっては、100分の45）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

5 略

この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第6項第4号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の37.5（特定管理職員にあっては、100分の47.5）を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

5 略

6 当分の間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項、附則第10項及び第11項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第11項において「給料月額減額基礎額」という。））

- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第24条の3第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第24条の6第4項において準用する第24条の3第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条の6第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第4項において準用する第24条の3第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。附則第10項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第24条の6第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
- (5) 第29条第1項から第3項まで又は第5項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第29条第1項 前各号に定める額

イ 第29条第2項 第1号から第3号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ウ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第29条第5項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
高等学校等教育職給料表	4級
中学校及び小学校教育職給料表	4級

- 7 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。
- 8 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員に対する附則第6項第1号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間等条例第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この号において「算出率」という）を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
- 9 附則第6項の規定が適用される間、第23条の2第3項の規定の適用については、同項中「地域手当の額」とあるのは、「地域手当の額から当該地域手当に係る附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」とする。
- 10 附則第6項の規定が適用される間、第24条の6第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375（特定管理職員にあっては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定管理職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

11 附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第27条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるものを減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

別表第1 (第5条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	略	略	255,300	325,800	414,600
	2			257,800	328,000	416,400
	3			260,200	330,300	418,200
	4			262,700	332,500	419,900
	5			265,300	334,800	421,400
	6			267,700	337,000	422,900
	7			270,000	339,300	424,800
	8			272,300	341,600	426,700
	9			274,800	343,700	428,500
	10			277,200	345,800	430,300
	11			279,600	348,000	432,200
	12			282,000	350,100	434,000
	13			284,500	352,300	435,700
	14			286,600	354,300	437,600
	15			288,700	356,300	439,400
	16			290,900	358,300	441,300
	17			293,100	360,200	443,000
	18			295,800	362,100	444,800
	19			298,400	364,100	446,600
	20			301,100	366,100	448,400
	21		234,700	303,600	367,900	450,000
	22		237,500	306,300	369,900	451,700
	23		240,100	308,800	371,800	453,600
	24		242,800	311,500	373,700	455,300
	25		245,400	314,200	375,200	457,000
	26		247,900	316,500	377,000	458,600
	27		250,400	318,900	378,900	460,200
	28		252,900	321,200	380,800	461,700
	29		255,600	323,500	382,700	463,200
	30		258,000	325,500	384,600	464,500
	31		260,300	327,700	386,500	465,800
	32		262,600	329,900	388,500	467,100
	33		264,900	332,000	390,200	468,300
	34		267,200	334,200	391,900	469,000
	35		269,400	336,400	393,500	469,700
	36		271,600	338,500	395,300	470,400
	37		274,000	340,700	396,500	471,000
	38		276,000	342,800	398,000	471,700
	39		278,100	345,000	399,400	472,400
	40		280,200	347,100	400,800	473,100
	41	225,400	282,200	349,200	402,500	473,700
	42	227,100	284,800	351,300	403,900	474,400
	43	228,700	287,200	353,300	405,200	475,100
	44	230,300	289,700	355,400	406,700	475,800
	45	232,000	291,900	357,400	408,300	476,400
	46	233,400	294,500	359,500	409,600	
	47	234,800	297,000	361,500	411,100	
	48	236,200	299,700	363,500	412,700	
	49	237,700	302,100	365,300	414,400	
	50	239,200	304,500	367,100	415,800	
	51	240,600	307,000	369,100	417,400	
	52	242,100	309,400	371,100	418,900	

別表第1 (第5条関係)

## 高等学校等教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	略	略	256,100	332,300	423,100
	2			258,900	334,600	424,900
	3			261,700	336,900	426,700
	4			264,500	339,200	428,500
	5			267,100	341,500	430,100
	6			269,800	343,800	431,700
	7			272,400	346,100	433,600
	8			275,000	348,400	435,500
	9			277,600	350,600	437,300
	10			280,300	352,800	439,100
	11			283,000	355,000	441,000
	12			285,700	357,200	442,900
	13			288,300	359,400	444,600
	14			290,900	361,400	446,500
	15			293,600	363,400	448,400
	16			296,300	365,500	450,300
	17			299,000	367,400	452,000
	18			301,700	369,400	453,800
	19			304,400	371,400	455,600
	20			307,100	373,400	457,400
	21		234,900	309,800	375,400	459,000
	22		237,800	312,500	377,400	460,800
	23		240,700	315,100	379,400	462,700
	24		243,500	317,800	381,300	464,400
	25		246,200	320,500	382,800	466,100
	26		249,000	322,900	384,700	467,800
	27		251,800	325,300	386,600	469,400
	28		254,600	327,700	388,500	471,100
	29		257,400	330,100	390,400	472,900
	30		260,000	332,100	392,400	474,500
	31		262,600	334,300	394,400	476,100
	32		265,200	336,500	396,400	477,800
	33		267,600	338,700	398,200	479,500
	34		270,200	340,900	399,900	480,500
	35		272,700	343,100	401,600	481,500
	36		275,200	345,300	403,400	482,300
	37		277,700	347,500	404,600	483,400
	38		280,200	349,700	406,100	484,400
	39		282,800	351,900	407,500	485,400
	40		285,400	354,100	409,000	486,400
	41	225,600	287,900	356,200	410,700	487,500
	42	227,400	290,500	358,300	412,100	488,500
	43	229,200	293,000	360,400	413,500	489,500
	44	230,900	295,500	362,500	415,100	490,500
	45	232,700	297,800	364,600	416,700	491,600
	46	234,400	300,400	366,700	418,000	
	47	236,100	303,000	368,700	419,600	
	48	237,800	305,700	370,800	421,200	
	49	239,400	308,200	372,600	422,900	
	50	241,100	310,700	374,500	424,300	
	51	242,800	313,200	376,500	425,900	
	52	244,500	315,700	378,500	427,500	



53	243,400	311,800	373,000	420,600
54	244,700	314,000	374,800	422,100
55	246,100	316,100	376,600	423,700
56	247,500	318,300	378,300	425,300
57	248,900	320,600	379,800	426,800
58	250,000	322,700	381,400	428,300
59	251,300	324,900	383,100	429,500
60	252,600	326,900	384,800	430,700
61	253,900	329,100	386,000	431,900
62	255,400	331,200	387,400	433,200
63	256,800	333,400	388,800	434,500
64	258,100	335,600	390,100	435,700
65	259,500	337,500	391,500	436,900
66	261,100	339,700	392,700	438,100
67	262,700	341,800	394,100	439,300
68	264,400	344,000	395,500	440,500
69	265,900	346,000	396,800	441,700
70	267,300	348,000	398,100	442,900
71	268,800	350,100	399,500	444,100
72	270,300	352,100	400,800	445,300
73	271,400	353,900	402,100	446,400
74	272,800	355,800	403,500	447,000
75	274,200	357,700	404,900	447,500
76	275,500	359,600	406,200	448,000
77	276,900	361,500	407,400	448,500
78	278,100	363,200	408,600	
79	279,300	364,900	409,900	
80	280,500	366,500	411,300	
81	281,700	368,000	412,600	
82	282,900	369,500	413,800	
83	284,100	371,000	414,800	
84	285,300	372,400	416,000	
85	286,500	373,500	417,200	
86	287,600	374,900	418,400	
87	288,800	376,300	419,600	
88	290,000	377,600	420,600	
89	291,200	378,900	421,700	
90	292,300	380,200	422,700	
91	293,500	381,400	423,700	
92	294,700	382,700	424,700	
93	295,500	384,000	425,600	
94	296,500	385,100	426,400	
95	297,700	386,400	427,200	
96	298,900	387,600	428,000	
97	299,900	389,000	428,800	
98	301,000	390,000	429,200	
99	302,000	391,100	429,600	
100	303,100	392,100	430,000	
101	304,000	393,000	430,400	
102	305,100	394,000	430,700	
103	306,200	395,100	431,000	
104	307,200	396,200	431,300	
105	307,800	396,900	431,600	
106	308,700	397,800	431,900	
107	309,500	398,700	432,200	
108	310,300	399,600	432,400	
109	311,200	400,400	432,600	
110	311,600	401,300		

再任用職  
員以外の  
職員

53	245,900	318,100	380,500	429,200
54	247,500	320,300	382,300	430,700
55	249,100	322,500	384,100	432,300
56	250,800	324,700	385,900	433,900
57	252,300	327,000	387,400	435,400
58	253,800	329,200	389,100	436,900
59	255,400	331,400	390,800	438,300
60	257,000	333,500	392,500	439,800
61	258,500	335,700	393,800	441,400
62	260,100	337,900	395,200	442,900
63	261,700	340,100	396,600	444,400
64	263,200	342,300	397,900	445,900
65	264,700	344,300	399,300	447,600
66	266,400	346,500	400,600	449,100
67	268,000	348,700	402,000	450,600
68	269,700	350,900	403,400	452,200
69	271,200	352,900	404,800	453,800
70	272,700	355,000	406,100	455,300
71	274,200	357,100	407,500	456,900
72	275,700	359,200	408,900	458,500
73	276,900	361,000	410,200	460,000
74	278,300	362,900	411,600	461,000
75	279,700	364,900	413,000	462,000
76	281,100	366,800	414,400	462,800
77	282,500	368,800	415,600	463,600
78	283,700	370,500	416,900	
79	284,900	372,200	418,200	
80	286,100	373,900	419,600	
81	287,400	375,400	420,900	
82	288,600	376,900	422,200	
83	289,800	378,400	423,400	
84	291,000	379,900	424,700	
85	292,200	381,000	425,900	
86	293,400	382,400	427,100	
87	294,600	383,800	428,300	
88	295,800	385,200	429,400	
89	297,000	386,500	430,500	
90	298,200	387,800	431,500	
91	299,400	389,100	432,500	
92	300,600	390,400	433,500	
93	301,400	391,700	434,500	
94	302,500	392,900	435,600	
95	303,700	394,200	436,600	
96	304,900	395,500	437,700	
97	305,900	396,900	438,600	
98	307,000	397,900	439,300	
99	308,100	399,000	440,100	
100	309,200	400,100	440,700	
101	310,100	401,000	441,500	
102	311,200	402,000	442,100	
103	312,300	403,100	442,700	
104	313,400	404,200	443,300	
105	314,000	404,900	443,800	
106	314,900	405,900	444,400	
107	315,700	406,900	445,000	
108	316,500	407,900	445,600	
109	317,400	408,700	446,200	
110	317,800	409,600		

再任用職  
員以外の  
職員

111	312,000	402,100			
112	312,500	402,900			
113	313,100	403,500			
114	313,500	404,200			
115	314,000	404,900			
116	314,500	405,600			
117	315,100	406,200			
118	315,600	406,700			
119	316,000	407,100			
120	316,500	407,500			
121	317,000	407,900			
122	317,400	408,200			
123	317,900	408,500			
124	318,400	408,700			
125	319,000	408,900			
126	319,300	409,200			
127	319,600	409,500			
128	319,900	409,700			
129	320,100	409,900			
130	320,400	410,200			
131	320,700	410,500			
132	321,000	410,700			
133	321,200	410,900			
134	321,400	411,200			
135	321,600	411,500			
136	321,900	411,700			
137	322,200	411,900			
138	322,400				
139	322,700				
140	323,000				
141	323,200				
142	323,400				
143	323,700				
144	323,900				
145	324,200				
146	324,400				
147	324,700				
148	325,000				
149	325,200				
150	325,400				
151	325,700				
152	326,000				
153	326,200				
再任用職員	231,700	272,000	300,700	328,800	412,900

備考(一) 略

□ この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額を、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

111	318,300	410,500			
112	318,800	411,300			
113	319,400	411,900			
114	319,800	412,600			
115	320,300	413,300			
116	320,800	414,000			
117	321,400	414,700			
118	321,900	415,500			
119	322,400	416,100			
120	322,900	416,900			
121	323,400	417,500			
122	323,800	417,900			
123	324,300	418,400			
124	324,800	418,700			
125	325,400	419,100			
126	325,700	419,600			
127	326,000	420,100			
128	326,300	420,600			
129	326,600	421,000			
130	326,900	421,500			
131	327,200	422,000			
132	327,500	422,500			
133	327,700	422,900			
134	327,900	423,400			
135	328,100	423,900			
136	328,400	424,400			
137	328,700	424,800			
138	328,900				
139	329,200				
140	329,500				
141	329,700				
142	329,900				
143	330,200				
144	330,400				
145	330,700				
146	330,900				
147	331,200				
148	331,500				
149	331,700				
150	331,900				
151	332,200				
152	332,500				
153	332,700				
再任用職員	234,000	277,500	306,800	335,400	421,200

備考(一) この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する職員並びに県立の中学校に勤務する職員で当該中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校において当該高等学校の教科を担当するものに適用する。

□ この表の適用を受ける職員の給料月額を、この表の額(その職務の級が3級である職員にあっては、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額)に100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第5条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	略	略	255,300	284,800	404,400
	2			257,800	287,500	405,900
	3			260,200	290,400	407,400
	4			262,700	293,100	408,900
	5			265,300	295,700	410,300
	6			267,700	298,100	411,700
	7			270,000	300,600	413,200
	8			272,300	303,200	414,800
	9			274,800	305,700	416,200
	10			277,200	308,500	417,600
	11			279,600	311,300	419,000
	12			282,000	314,200	420,300
	13			284,500	316,800	421,600
	14			286,600	319,000	423,000
	15			288,700	321,200	424,400
	16			290,900	323,500	425,800
	17			293,100	325,800	427,000
	18			295,800	328,000	428,300
	19			298,400	330,300	429,500
	20			301,100	332,500	430,800
	21			303,600	334,800	431,900
	22			306,300	337,000	433,100
	23			308,800	339,300	434,400
	24			311,500	341,600	435,700
	25			314,200	343,700	437,000
	26			316,500	345,500	438,200
	27			318,900	347,400	439,200
	28			321,200	349,300	440,300
	29			323,500	351,200	441,500
	30			325,500	353,000	442,300
	31			327,700	354,700	443,100
	32			329,900	356,600	444,000
	33		234,700	332,000	358,300	444,900
	34		237,500	334,100	360,000	445,400
	35		240,100	336,200	361,700	445,900
	36		242,800	338,200	363,500	446,400
	37		245,400	340,300	365,400	446,900
	38		247,900	342,200	366,900	447,400
	39		250,400	344,200	368,500	447,900
	40		252,900	346,100	370,100	448,400
	41	224,400	255,600	348,000	371,400	448,900
	42	226,100	258,000	349,800	372,800	449,400
	43	227,700	260,300	351,600	374,300	449,900
	44	229,300	262,600	353,300	375,800	450,400
	45	231,000	264,900	355,100	377,300	450,900
	46	232,500	267,200	356,800	378,900	451,400
	47	234,000	269,400	358,400	380,500	451,900
	48	235,400	271,600	360,000	382,000	452,400
	49	237,000	274,000	361,400	383,400	452,900
	50	238,400	276,000	362,900	384,900	
	51	240,000	278,100	364,600	386,400	
	52	241,200	280,200	366,200	387,800	

別表第2 (第5条関係)

## 中学校及び小学校教育職給料表

職員の 区分	職務 の級 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	略	略	256,100	287,700	412,700
	2			258,900	290,800	414,200
	3			261,700	293,900	415,700
	4			264,500	297,000	417,200
	5			267,100	299,700	418,600
	6			269,800	302,600	420,100
	7			272,400	305,700	421,700
	8			275,000	308,800	423,300
	9			277,600	311,800	424,700
	10			280,300	314,700	426,100
	11			283,000	317,600	427,500
	12			285,700	320,500	428,900
	13			288,300	323,200	430,200
	14			290,900	325,500	431,600
	15			293,600	327,700	433,000
	16			296,300	330,000	434,400
	17			299,000	332,300	435,600
	18			301,700	334,600	436,900
	19			304,400	336,900	438,100
	20			307,100	339,200	439,400
	21			309,800	341,500	440,500
	22			312,500	343,800	441,800
	23			315,100	346,100	443,100
	24			317,800	348,400	444,400
	25			320,500	350,600	445,700
	26			322,900	352,500	447,000
	27			325,300	354,400	448,200
	28			327,700	356,300	449,500
	29			330,100	358,200	450,800
	30			332,100	360,100	451,900
	31			334,300	361,800	453,100
	32			336,500	363,700	454,300
	33		234,900	338,700	365,500	455,500
	34		237,800	340,800	367,200	456,400
	35		240,700	342,900	369,000	457,300
	36		243,500	345,000	370,800	458,000
	37		246,200	347,100	372,700	458,900
	38		249,000	349,100	374,300	459,800
	39		251,800	351,100	375,900	460,700
	40		254,600	353,100	377,500	461,600
	41	224,600	257,400	355,000	378,800	462,500
	42	226,400	260,000	356,800	380,300	463,400
	43	228,200	262,600	358,600	381,800	464,200
	44	229,900	265,200	360,400	383,300	465,100
	45	231,800	267,600	362,200	384,900	466,000
	46	233,500	270,200	363,900	386,500	466,900
	47	235,200	272,700	365,600	388,100	467,800
	48	236,900	275,200	367,200	389,700	468,700
	49	238,600	277,700	368,600	391,100	469,600
	50	240,300	280,200	370,200	392,600	
	51	242,000	282,800	371,900	394,100	
	52	243,600	285,400	373,600	395,600	

53	242,500	282,200	367,700	389,000
54	244,000	284,800	369,200	390,300
55	245,300	287,200	370,700	391,400
56	246,600	289,700	372,200	392,500
57	248,000	291,900	373,700	394,000
58	249,200	294,500	375,100	395,200
59	250,400	297,000	376,500	396,400
60	251,700	299,700	377,800	397,700
61	253,100	302,100	378,700	398,900
62	254,500	304,500	379,900	399,900
63	255,800	307,000	381,100	401,300
64	256,800	309,400	382,200	402,600
65	257,800	311,800	383,200	403,800
66	259,300	314,000	384,400	404,900
67	260,900	316,100	385,400	406,100
68	262,400	318,300	386,500	407,200
69	264,000	320,600	387,700	408,200
70	265,500	322,700	388,700	409,400
71	267,000	324,900	389,800	410,600
72	268,500	326,900	391,000	411,800
73	269,700	329,100	392,000	412,400
74	270,900	331,200	393,100	413,200
75	272,200	333,400	394,200	413,900
76	273,500	335,600	395,300	414,400
77	274,900	337,400	396,200	414,700
78	276,000	339,300	397,100	415,100
79	277,200	341,200	398,100	415,500
80	278,400	343,000	399,100	415,900
81	279,700	344,800	399,900	416,200
82	280,700	346,600	400,700	416,600
83	281,900	348,300	401,400	417,000
84	283,100	350,100	402,200	417,300
85	284,100	351,500	402,900	417,600
86	285,000	353,100	403,700	418,000
87	286,000	354,800	404,400	418,400
88	287,000	356,300	405,100	418,700
89	288,100	357,700	405,700	419,000
90	289,000	359,000	406,400	419,300
91	289,900	360,400	406,900	419,600
92	290,800	361,800	407,600	419,800
93	291,300	363,300	408,000	420,000
94	292,000	364,600	408,400	420,300
95	292,800	365,900	408,700	420,600
96	293,600	367,100	409,000	420,800
97	294,400	368,100	409,300	421,000
98	295,200	369,100	409,600	421,300
99	296,000	370,100	409,900	421,600
100	296,700	371,100	410,100	421,800
101	297,600	372,000	410,300	422,000
102	298,100	373,000	410,600	422,300
103	298,600	374,000	410,900	422,600
104	299,100	375,000	411,100	422,800
105	299,300	375,800	411,300	423,000
106	299,700	376,700	411,600	
107	300,000	377,600	411,900	
108	300,200	378,600	412,100	
109	300,400	379,400	412,300	
110	300,600	380,400		

再任用職員以外の職員

53	244,900	287,900	375,200	396,800
54	246,600	290,500	376,700	398,100
55	248,200	293,000	378,200	399,200
56	249,900	295,500	379,700	400,400
57	251,300	297,800	381,200	401,900
58	252,800	300,400	382,600	403,100
59	254,300	303,000	384,000	404,400
60	255,800	305,700	385,400	405,700
61	257,300	308,200	386,300	407,000
62	258,800	310,700	387,500	408,000
63	260,300	313,200	388,700	409,400
64	261,700	315,700	389,900	410,800
65	263,000	318,100	391,000	412,000
66	264,600	320,300	392,200	413,100
67	266,200	322,500	393,200	414,300
68	267,700	324,700	394,300	415,500
69	269,400	327,000	395,500	416,500
70	270,900	329,200	396,500	417,700
71	272,400	331,400	397,600	418,900
72	273,900	333,500	398,800	420,100
73	275,100	335,700	399,900	420,900
74	276,400	337,900	401,000	421,700
75	277,700	340,100	402,100	422,500
76	279,000	342,300	403,200	423,300
77	280,400	344,200	404,100	423,900
78	281,600	346,100	405,100	424,700
79	282,800	348,000	406,100	425,400
80	284,000	349,900	407,100	426,100
81	285,300	351,700	407,900	426,900
82	286,400	353,500	408,700	427,500
83	287,600	355,300	409,500	428,000
84	288,800	357,100	410,300	428,700
85	289,800	358,500	411,000	429,400
86	290,800	360,200	411,800	429,900
87	291,800	361,900	412,500	430,500
88	292,800	363,500	413,200	431,200
89	293,900	365,000	413,900	431,900
90	294,800	366,300	414,600	432,500
91	295,700	367,700	415,100	433,200
92	296,600	369,100	415,800	433,700
93	297,100	370,600	416,300	434,200
94	297,900	371,900	416,800	434,900
95	298,700	373,200	417,500	435,600
96	299,500	374,500	418,200	436,200
97	300,300	375,500	418,700	436,700
98	301,100	376,500	419,200	437,400
99	301,900	377,500	419,800	438,100
100	302,700	378,500	420,100	438,800
101	303,600	379,600	420,600	439,300
102	304,100	380,600	421,200	440,000
103	304,600	381,600	421,800	440,700
104	305,100	382,600	422,300	441,400
105	305,300	383,400	422,700	441,900
106	305,700	384,300	423,300	
107	306,000	385,200	423,900	
108	306,300	386,200	424,400	
109	306,500	387,100	424,900	
110	306,700	388,100		

再任用職員以外の職員

111	300,900	381,400			
112	301,200	382,400			
113	301,400	383,000			
114	301,600	383,900			
115	301,800	384,800			
116	302,100	385,700			
117	302,400	386,500			
118	302,700	387,200			
119	303,000	388,000			
120	303,300	388,800			
121	303,400	389,400			
122	303,600	390,200			
123	303,900	390,900			
124	304,200	391,600			
125	304,400	392,200			
126		392,900			
127		393,400			
128		394,000			
129		394,700			
130		395,300			
131		395,800			
132		396,300			
133		396,600			
134		396,900			
135		397,200			
136		397,500			
137		397,800			
138		398,100			
139		398,400			
140		398,700			
141		399,000			
142		399,300			
143		399,600			
144		399,900			
145		400,100			
146		400,400			
147		400,700			
148		400,900			
149		401,100			
再任用職員	222,900	268,800	295,800	322,100	402,900

備考(一) 略

□ この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

111	307,000	389,100			
112	307,300	390,100			
113	307,500	390,700			
114	307,700	391,600			
115	307,900	392,500			
116	308,200	393,400			
117	308,500	394,200			
118	308,800	395,000			
119	309,100	395,800			
120	309,400	396,600			
121	309,500	397,200			
122	309,700	398,000			
123	310,000	398,700			
124	310,300	399,400			
125	310,500	400,100			
126		400,800			
127		401,300			
128		401,900			
129		402,600			
130		403,200			
131		403,900			
132		404,500			
133		404,800			
134		405,400			
135		406,000			
136		406,400			
137		406,800			
138		407,400			
139		408,000			
140		408,600			
141		409,000			
142		409,600			
143		410,200			
144		410,800			
145		411,200			
146		411,800			
147		412,400			
148		413,000			
149		413,400			
再任用職員	225,200	274,200	301,800	328,600	411,000

備考(一) この表は、中学校及び小学校に勤務する職員（高等学校等教育職給料表の適用を受ける者を除く。）に適用する。

□ この表の適用を受ける職員の給料月額、この表の額（その職務の級が3級である職員にあっては、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額）に100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ加算した額とする。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>

第2

改正後	改正前
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「<u>、6月に支給する場合においては、100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の155</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定任期付職員に対する学校職員給与条例第3条、第24条の2第1項及び第24条の3第2項の規定の適用については、学校職員給与条例第3条中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年香川県条例第61号）第4条の規定」と、学校職員給与条例第24条の2第1項中「職員が」とあるのは「職員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表の適用を受ける職員が」と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の140</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年香川県条例第56号)附則第8項から第10項までの規定による給料の支給を受ける職員にあっては、平成27年3月31日においてその者に適用されていた給料表の給料月額欄に定める額(その給料表の職務の級が3級であった職員であって、高等学校等教育職給料表が適用されていたものにあつては当該額に7,700円を、中学校及び小学校教育職給料表が適用されていたものにあつては当該額に7,500円をそれぞれ加算した額)が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年香川県条例第55号)の施行の日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第2の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員にあっては100分の99.34、当該職員以外の職員にあっては100分の99.09を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額から、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超える場合にあっては、1万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年4月1日から平成29年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の2を乗じて得た額(その額が2万円を超える場合にあっては、2万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあっては当該差額に相当する額に4分の3を乗じて得た額(その額が3万円を超える場合にあっては、3万円)を減じた額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額に相当する額(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年香川県条例第55号)の施行の日において、適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ附則別表第2の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員にあっては100分の99.34、当該職員以外の職員にあっては100分の99.09を当該額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第6項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が給与条例附則第6項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当分の間、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1)～(3) 略

8 附則第5項から前項までの規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定の適用については、第1号及び第3号に掲げる条例の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」と、第2号に掲げる条例の規定中「給料月額」とあるのは「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成24年香川県条例第64号）第2条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

- (1) 産業教育手当の支給に関する条例（昭和32年香川県条例第53号）第3条第1項
- (2) 定時制通信教育手当の支給に関する条例（昭和35年香川県条例第31号）第2条第1項
- (3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年香川県条例第25号）第3条第1項

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第2の表の改正部分、第2条中一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第2の表の改正部分及び第3条の規定並びに附則第5項、第7項から第12項まで、第14項及び第15項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の給与条例（以下この項及び附則第6項において「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定並びに附則第4項の規定は、平成26年4月1日から適用し、改正後の給与条例第24条の6第2項及び附則第10項の規定並びに第2条中第1の表の改正部分による改正後の任期付職員条例（附則第6項において「改正後の任期付職員条例」という。）第5条第3項の規定は、同年12月1日から適用する。  
(平成26年4月1日前の異動者の号給の調整)
- 3 平成26年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。  
(香川県職員退職手当条例に関する特例)
- 4 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）に退職した者（給与条例別表第1又は別表第2の給料表の適用を受ける職員（以下「給料表適用職員」という。）に限る。）に関する香川県職員退職手当条例（昭和29年香川県条例第38号）第3条第1項及び第4条の3第1項の規定の適用については、同条例第3条第1項中「給料の月額」とあるのは「公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年香川県条例第8号）別表第1の備考(二)又は別表第2の備考(二)の規定（100分の1.25を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する部分に



限る。)の適用がないものとした場合の給料の月額」と、同条例第4条の3第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)別表第1の備考(二)又は別表第2の備考(二)の規定(100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算する部分に限る。)の適用がないものとした場合の給料月額。以下この項において同じ。)」とする。

- 5 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)以降に退職した者(給料表適用職員に限る。)であって、香川県職員退職手当条例第4条の3第1項に規定する減額日が特例期間にあるものに関する同項の規定の適用については、同項中「給料月額のうち」とあるのは、「給料月額(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあっては、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)別表第1の備考(二)又は別表第2の備考(二)の規定(100分の1.25を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を加算する部分に限る。)の適用がないものとした場合の給料月額)のうち」とする。

(給与の内払)

- 6 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条中第1の表の改正部分による改正前の給与条例又は第2条中第1の表の改正部分による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会に協議して教育委員会の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会に協議して教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において適用されていた給料表の給料月額欄に定める額(その給料表の職務の級が3級であった職員であって、高等学校等教育職給料表が適用されていたものにあつては当該額に7,700円を、中学校及び小学校教育職給料表が適用されていたものにあつては当該額に7,500円をそれぞれ加算した額)に達しないこととなるもの(人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 9 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会に協議して教育委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 11 前3項の規定による給料を支給される職員に関する次に掲げる条例の規定(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第8項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成26年香川県条例第56号)附則第8項から第10項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(1) 産業教育手当の支給に関する条例(昭和32年香川県条例第53号)第3条第1項

(2) 定時制通信教育手当の支給に関する条例(昭和35年香川県条例第31号)第2条第1項

(3) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例(昭和46年香川県条例第25号)第3条第1項

(平成30年3月31日までの間における単身赴任手当に関する特例)

- 12 切替日から平成30年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第1条中第2の表の改正部分による改正後の給与条例第22条の4第2項の規定の適用については、同項中「3万円」とあるのは、「3万円を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額」とする。

(教育委員会規則への委任)

13 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。

(へき地手当等に関する条例の一部改正)

14 へき地手当等に関する条例(昭和46年香川県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(へき地手当) 第4条 略</p>	<p>(へき地手当) 第4条 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。 1級 100分の4 2級 100分の8 3級 100分の12 4級 100分の16 2 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。 3 職員の給与に関する条例(昭和26年香川県条例第5号)第9条の2又は公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第21条の2に規定する地域手当が支給される地域に所在するへき地学校等に勤務する職員には、支給される地域手当の額の限度において、へき地手当は支給しない。</p>
<p>(へき地手当に準ずる手当) 第5条 略</p>	<p>(へき地手当に準ずる手当) 第5条 職員が在勤地を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校若しくは共同調理場(以下「学校等」という。)が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等がへき地学校等又は特別地学校に該当するときは、当該職員には、次項に定めるところにより、当該異動又は学校等の移転(以下この条において「異動等」という。)の日から3年以内の期間(当該異動等の日から起算して3年を経過する際その有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き異動等の直後の学校等に勤務させることが必要であると教育委員会が認めた職員(以下この条において「特例職員」という。)にあっては、6年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4(特例職員にあっては、異動等</p>

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2)を乗じて得た月額へのき地手当に準ずる手当を支給する。

## 2 略

## 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和45年5月1日から適用する。

(公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

2 公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第4条及び第5条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「乗じて得た月額」とあるのは「乗じて得た月額から当該職員の給料月額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(当該職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下「最低号給に達しない場合」という。))にあっては、当該職員の給料月額から当該職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下「給料月額減額基礎額」という。))に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た額)に相当する額を減じた月額」と、同条第2項中「乗じて得た月額」とあるのは「乗じて得た月額から当該職員の給料月額に100分の2を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、給料月額減額基礎額に100分の2を乗じて得た額)に相当する額を減じた月額」と、同条第3項中「地域手当の額」とあるのは「地域手当の額から公立学校職員の給与に関する条例附則第6項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、第5条第1項中「乗じて得た月額」とあるのは「乗じて得た月額から当該職員の給料月額に100分の4(特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して5年に達した後は100分の2)を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号給に達しない場合)にあっては、給料月額減額基礎額に100分の4(特例職員にあっては、異動等の日から起算して5年に達するまでの間は100分の4、同日から起算して

5年に達した後は100分の2)を乗じて得た額)に相当する額を減じた月額」とする。

(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 15 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇) 第15条 略</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 第2条 略</p>	<p>(介護休暇) 第15条 略 2 略 3 介護休暇については、公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)第27条第1項の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1時間につき、同条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。</p> <p>附 則</p> <p>(経過措置) 第2条 略</p> <p><u>(公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)</u> <u>第3条 公立学校職員の給与に関する条例附則第6項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第15条第3項の規定の適用については、同項中「同条第2項」とあるのは、「同条例附則第11項」とする。</u></p>